

高知県土佐材流通促進事業費補助金交付要綱

この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県土佐材流通促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

第1章 総則

（目的）

第1条 県は、県外において土佐材の需要拡大を図るため、第2章及び第3章に規定する事業の実施に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

第2章 土佐の木の住まい普及推進事業

（定義）

第2条 この章において、使用する用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条及び第2条に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

- （1）土佐材 高知県内で生育した樹木を、森林関係法令上合法的に伐採し、その丸太を原料として高知県内の製材所等で加工された製材品等をいう。
- （2）土佐材住宅等 県外において土佐材（原則として、乾燥されたものとする。）を使用して新築（増改築を含む。）される住宅（法律で加入義務がある場合は、瑕疵担保責任保険加入住宅とする。）又は施設等をいう。
- （3）土佐材モデル住宅 県外において、土佐材（原則として、乾燥されたものとする。）を使用して建築し、消費者に対して1年以上の展示を行う住宅（展示用建築物として使用するものを含む。）であって、建物内部から土佐材の構造材（梁、桁、柱等をいう。）が3材面以上見える箇所を設けたものをいう。
- （4）土佐材非住宅建築物等 県外において土佐材（原則として、乾燥されたものとする。）を使用し、別表第2に規定する木質建材を一つ以上使用する非住宅建築物（集合住宅を含む。）又は次号の建築物をいう。
- （5）土佐材モデル的商業施設等 県外の複数の都道府県で施設を整備・運営する事業者が、県外において土佐材（原則として、乾燥されたものとする。）を使用してモデル的に建築する不特定多数の者が利用する商業用店舗又は保育・福祉用等の公共性の高い施設であって、知事が認めるものをいう。
- （6）高知モデル 集成材（土佐材を100パーセント用いて製造したものに限る。）を接合した門型ラーメンフレームを主構造に使用した3階又は4階建ての木造建築物のうち県外で建設されるものをいう。
- （7）土佐材パートナー企業 県外において、第2号から前号までに規定する建物の建築及び土佐材を使用した内装等のリフォーム（以下「土佐材使用建築」という。）を促進するため、自ら積極的に土佐材の普及活動を推進する工務店、建築会社、設計事務所、住宅関連企業等で組織する団体等（第5号に規定する施設にあつては、施主）をいう。
- （8）リフォーム 既存住宅等の修繕又は模様替えを行う工事であつて、建築基準法上に

定められている建築には該当しない行為をいう。

(補助対象者、補助対象経費及び補助金額)

第3条 この章における補助対象者は、県外において土佐材使用建築に携わり、土佐材を普及推進することを目的とした土佐材普及活動を行う土佐材パートナー企業とする。

2 前項の土佐材普及活動（以下「補助事業」という。）は、別表第1に定めるとおりとし、補助対象経費は、別表第2に定めるとおりとする。

(土佐材パートナー企業の登録)

第4条 補助金を受けようとする者は、あらかじめ土佐材パートナー企業として登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けることができる者は、第2条第7号に掲げる者とする。

3 第1項の規定による登録を受けようとする者は、別記第1号様式による登録申請書に別記第2号様式による土佐材利用・普及活動計画書を添えて、知事に提出しなければならない。

(土佐材パートナー企業の登録の審査)

第5条 知事は、前条第3項の規定により申請書の提出があったときは、当該申請書の内容等について次に掲げる基準に基づき審査を行うものとする。ただし、第2条第5号に規定する施設の施主にあつては、第1号及び第2号の基準による審査は要しないものとする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）、建築士法（昭和25年法律第202号）その他の法令を遵守していること。
- (2) 木造住宅の建築に携わった実績があること。
- (3) 土佐材を積極的に普及する計画を有すること。
- (4) 土佐材使用建築の推進に積極的に取り組む意思があること。
- (5) 土佐材流通促進協議会を通じた同協議会の会員又は会員を構成する事業者からの推薦書の提出があること。

(土佐材パートナー企業の登録証の交付)

第6条 知事は、前条の規定による審査の結果、適当であると認める場合は、土佐材パートナー企業として登録するものとする。

2 知事は、前項の規定による登録を行ったときは、別記第3号様式による土佐材パートナー企業登録証を交付するものとする。

(土佐材パートナー企業の登録事項の変更)

第7条 土佐材パートナー企業に登録された者は、次に掲げる登録事項に変更を生じた場合は、別記第4号様式による登録事項変更届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 登録された住所及び氏名の変更（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職・氏名及び生年月日）
- (2) 登録された業種の変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が届出の必要があると認める変更

2 知事は、前項の登録事項変更届出書を受理したときは、その旨を土佐材パートナー企

業に通知するものとする。

(土佐材パートナー企業の責務)

第8条 土佐材パートナー企業は、登録証等を掲示し、土佐材の利用及び普及活動に努めなければならない。

- 2 土佐材パートナー企業は、本事業の実施が明らかになったときは、その年度に係る土佐材利用・普及活動計画書を別記第2号様式により知事に提出しなければならない。
- 3 土佐材パートナー企業は、別表第1の1及び2に掲げる土佐材普及活動を行わなければならない。ただし、第2条第5号に規定する施設の施主は、別表第1の1又は2の活動どちらか一方でも可とする。
- 4 第2項に規定する計画書を提出した土佐材パートナー企業は、翌年度の4月30日までに当該年度の活動実績について、別記第5号様式による土佐材利用・普及活動実績報告書を知事に提出しなければならない。

(土佐材パートナー企業の登録の取消し)

第9条 知事は、土佐材パートナー企業が次のいずれかに該当すると認められる場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 第4条第3項の申請書、その他提出書類の記載内容に虚偽があったことが明らかになったとき。
- (2) 土佐材パートナー企業から登録の取消しの申出があったとき。
- (3) 土佐材パートナー企業が第5条に掲げる基準を満たさなくなったとき。
- (4) 土佐材パートナー企業が前条第3項の規定による土佐材普及活動を実施しなかったとき。

(申込み)

第10条 この章の規定により補助金の交付を受けようとする者（以下この条において「申込者」という。）は、土佐材使用建築の実施が明らかになったときは別記第6号様式に、高知県産品贈呈事業の実施が明らかになったときは別記第7号様式による申込書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の関係書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 土佐材使用建築において、建築確認が必要な場合にあつては、建築基準法第6条第4項の規定による確認済証の写し又は高知県内の製材所が発行する納品書の写し
 - (2) 前号の建築確認を要しない場合にあつては、建築基準法第15条に規定する建築工事届済みであることの証明書の写し又は高知県内の製材所が発行する納品書の写し
 - (3) 第2条第8号に規定するリフォームにあつては、施工面積の分かる資料
 - (4) 高知県産品贈呈事業にあつては、イベント活動の具体的な内容が分かる資料（チラシ、企画書等）
- 3 知事は、第1項の申込書を受理したときは、その内容を審査し、その結果を別記第8号様式による高知県土佐の木の住まい普及推進事業費補助金申込みの審査結果通知書により当該申込者に通知するものとする。
- 4 知事は、第1項の申込書を受理した後、必要に応じて現地調査を行うことができるものとし、当該申込者は、当該現地調査に協力しなければならない。
- 5 申込者は、第1項の申込書の記載内容に重要な変更が生じたとき又は申込みの取消し

を行うときは、別記第9号様式による高知県土佐の木の住まい普及推進事業申込内容変更（取消し）届出書を知事に提出しなければならない。

- 6 前項の重要な変更とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 申込者の住所又は氏名の変更（登録事項の変更を行った場合を除く。）
 - (2) 土佐材使用建築における土佐材使用予定量の5立方メートルを超える増加
 - (3) 工期の変更（建築物の引渡予定日が年度を超えるもの及び2月以前から同じ年度内の3月に変更になるものに限る。）
 - (4) 高知県産品贈呈事業における支出予定額の2万円を超える増加

（補助金の交付の申請）

第11条 前条第1項の規定による申込みを行い、同条第3項の規定により補助事業として適当であることの通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、土佐材使用建築が完了した場合又は高知県産品贈呈事業が終了した場合において、補助金の交付の申請を行うことができる。

- 2 前項の規定による土佐材使用建築が完了した場合の申請は別記第10号様式による補助金交付申請書に別表第3に掲げる関係書類を添えて行うものとし、その時期は原則として4月、6月、9月及び12月とし、1月1日から3月10日までにあっては随時とする。ただし、年間の申請件数が5件未満となるものについては、この限りでない。
- 3 第1項の規定による高知県産品贈呈事業が終了した場合の申請は、別記第11号様式による補助金交付申請書に別表第3に掲げる関係書類を添えて、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額し行うものとする。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第12号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。
- 4 土佐材使用建築にあつては第1項及び第2項の規定によるもののほか、毎年度2月末日までの引渡しに係る申請は、当該年度の3月10日（閉庁日の場合は、その直後の開庁日）までに提出しなければならない。また、高知県産品贈呈事業にあつても、前項の規定によるもののほか、毎年度2月末日までの実施に係る事業の申請は、当該年度の3月10日（閉庁日の場合は、その直後の開庁日）までに提出しなければならない。土佐材使用建築を3月に引き渡す場合又は高知県産品贈呈事業を3月に実施する場合については、事業実施の翌年度に当事業が予算措置された場合に限り、翌年度に申請することができるものとする。

（補助金の交付の決定）

第12条 知事は、前条第2項又は第3項の補助金交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否及びその額を決定する。

- 2 知事は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書により当該補助事業者に補助金の交付の決定を通知し、補助金を交付するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第4に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助の条件)

第13条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助金に係る土佐材の入荷及び高知県産品の贈呈に関する支出の証拠書類並びに土佐材の普及活動に関する書類を補助事業が完了した翌年度から起算して5年間保管すること。
- (3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業の実施に当たっては、別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助事業の対象となった第2条第3号に規定する施設については、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(補助金の返還等)

第14条 補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合において、知事は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 法令、規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (4) 第9条の規定に基づき土佐材パートナー企業の登録が取り消されたとき。
- (5) 別表第4に掲げるいずれかに該当すると認めたとき

(補助金の実績報告)

第15条 この章における補助金実績報告については、第8条第4項の規定による実績報告及び第11条第1項の規定による補助金の交付の申請をもって代えるものとする。

(土佐材使用建築物普及推進への協力)

第16条 補助事業者は、土佐材普及活動において、知事の要請に応じて土佐材使用建築物等の普及推進に関する活動への協力を努めるものとする。

第3章 土佐材流通拠点設置事業

(定義)

第17条 この章において、使用する用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 土佐材 高知県内で生育した樹木を、森林関係法令上合法的に伐採し、その丸太を原料として高知県内の製材所等で加工された製材品等をいう。
- (2) 流通拠点 県外において、土佐材の販売拡大を目的に土佐材流通促進協議会と協

- 定を締結し、積極的に土佐材販売活動を行う製品市場、運送会社等
- (3) 高次加工 不燃・難燃・圧密・集成・プレカット加工等の材料強度の向上、機能の追加を目的とするものの他、知事の認めるもの

(補助対象事業)

第 18 条 この章における補助対象者は、土佐材流通促進協議会（以下「補助事業者」という。）とする。県は、補助対象者が行う次に掲げる事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 流通拠点利用事業
- (2) 高次加工促進事業
- (3) 拠点調整事業

(補助率及び補助対象経費)

第 19 条 前条各号に掲げる補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率については、別表第 5 に定めるとおりとする。

(補助金等交付申請書)

第 20 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第 13 号様式による補助金交付申請書に、納期が到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書、県税の納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書）及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書等を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第 21 条 知事は、前条の補助金等交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定を行い、別記第 14 号様式により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第 4 に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助の条件)

第 22 条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従わなければならないこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(4) 補助事業の実施に当たっては、別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(5) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(補助金の交付の決定の取消し)

第23条 知事は、補助事業者が別表第4に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の内容若しくは前条に規定する補助の条件その他法令若しくはこれに基づく処分違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助事業の変更)

第24条 補助事業者は、補助金の交付決定額の増額又は20パーセントを超える減額が生ずるときは、別記第15号様式による補助金変更承認申請書を提出し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第25条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記第16号様式による補助事業中止（廃止）承認申請書を提出し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(概算払の請求)

第26条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第17号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第27条 この章における規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第18号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、第22条第3号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第22条第3号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第19号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の返還)

第28条 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその

額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、第 23 条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、これを返還させることができる。

第 4 章 雑則

(グリーン購入)

第 29 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 30 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 20 条の規定による申請書の提出は、この要綱の施行の日の前においても行うことができる。
- 3 この要綱は、令和 7 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 11 条第 3 項、第 13 条第 1 号、第 2 号及び第 5 号、第 14 条、第 22 条第 1 号及び第 2 号、第 23 条、第 27 条第 3 項、第 28 条並びに第 30 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 4 高知県土佐の木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により令和 5 年度中に提出され、同条第 3 項の定めにより知事が受理した申込みについては、高知県土佐材流通促進事業費補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定による申込書の提出及び同条第 3 項の定めによる申込書の受理がなされたものとみなす。
- 5 高知県土佐の木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により令和 5 年度までに土佐材パートナー企業登録証の交付を受けた企業は、高知県土佐材流通促進事業費補助金交付要綱 6 条で登録された事業者とみなす。

別表第1（第3条、第8条関係）

土佐材普及活動	
1	<p>広報活動 (計画年度内に、次に掲げる事項のいずれかを行う活動)</p> <ul style="list-style-type: none">・ホームページを活用した土佐材のPR活動・住宅関連雑誌、自社パンフレット等への掲載を通じた活動・高知県が指定するロゴマーク、のぼり旗等を使用したPR活動・土佐材モデル住宅を活用した土佐材のPR活動・土佐材モデル的商業施設等に土佐材を使用したことを表示 <p style="text-align: right;">等</p>
2	<p>イベント活動 (計画年度内に、次に掲げる事項のいずれかを行う活動)</p> <ul style="list-style-type: none">・産地見学会・土佐材木造住宅等の構造見学会又は完成見学会・土佐材木造住宅等に関するセミナー又はフォーラム・国産材使用促進に関するイベント（ただし、土佐材のPRの場があることを条件とする。） <p style="text-align: right;">等</p>

別表第2（第3条関係）

事業区分	補助対象経費	補助率及び補助限度額
①土佐材住宅等建築事業	土佐材使用量5m ³ 以上の建築に係る土佐材の使用に要する経費	定額： (a) 土佐材使用量5m ³ 以上10m ³ 未満 25,000円/棟 (b) 土佐材使用量10m ³ 以上 5,000円/m ³ ただし、(a)、(b)ともに横架材については使用量1m ³ につき5,000円加算 (上限：1企業当たり、100万円+横架材の使用量×5,000円) 上限は①と⑤の合計
②土佐材モデル住宅建築事業	土佐材使用量10m ³ 以上の建築に係る土佐材の使用に要する経費	定額：15,000円/m ³ ただし、横架材（※）については2万円/m ³ (上限：1企業当たり、100万円+横架材の使用量×5,000円)
③土佐材非住宅建築物等事業	土佐材使用量10m ³ 以上の建築に係る土佐材の使用に要する経費(ただし、以下の(ア)から(エ)までのいずれか一つ以上に該当すること) (ア) 土佐材に付加価値を付けた製品(CLT、集成材等)を使用している。 (イ) 高知県林業活性化推進協議会など県内の事業所等が開発する木質建材を使用している。 (ウ) JAS製材品を土佐材使用量の10分の1以上使用している。 (エ) 土佐材モデル的商業施設等である。	定額：1万円/m ³ ただし、横架材（※）については15,000円/m ³ (上限：1企業当たり、100万円+横架材の使用量×5,000円)
④高知モデル建築事業	高知モデルの建築に係る土佐材の使用に要する経費	定額：2万円/m ³ (上限：100万円/棟)
⑤土佐材リフォーム事業	土佐材使用量30m ² 以上の内装等のリフォームに係る土佐材の使用に要する経費	定額：1,000円/m ² (上限：1企業当たり、100万円+事業区分①における横架材の使用量×5,000円) 上限は①と⑤の合計

<p>⑥高知県産品贈呈事業</p>	<p>別表第1の2に定めるイベント活動において、高知県をPRするために顧客に配布する一般財団法人高知県地産外商公社を利用して購入する高知県産品又は高知県内の企業が木材を原料とし製作した製品の購入に要する経費</p>	<p>定額：3,000円以内/世帯 (上限：10万円/企業)</p>
-------------------	---	--

※横架材とは、建築物の梁、桁、床梁、胴差、小屋梁、母屋等水平方向又は水平成分を有する方向に設置する構造材（土台は除く。）をいう。

別表第3（第11条関係）

申請書に添付すべき関係書類	
1. 土佐材使用建築（事業区分①～⑤）	
(1) 土佐材の使用材積が確認できるもの	原則として、納材業者（プレカット工場、製品市場等）が、高知県内の製材工場で加工されたことを証明する土佐材使用明細書等とする。ただし、高知県内の製材工場から、直接納材された場合は製材工場の納品書の写しで、これに代えることができるものとする。
(2) かし担保保険証券の写し等（新築住宅のみ）	かし担保責任保険に係る保険証券の写し又は同保険に係る保険付保証明書の写し。ただし、2月中の引渡し物件であって保険証券等の発行が3月10日を超える場合にあっては、当該保険の申込みを行ったことを証する書類等で代えることとし、翌年度の4月末までに当該保険証券等の写しを送付するものとする。
(3) 検査済証の写し（新築住宅以外）	2月中の引渡し物件であって、検査済証の発行が3月10日を超える場合にあっては、完了検査申請を行ったことを証する書類等で代えることとし、翌年度の4月末までに当該検査済証の写しを送付するものとする。ただし、建築確認を要しない場合にあっては、登記事項証明書の写しに代えることができる。
(4) リフォームの場合は引渡証等工事の完了が確認できるもの及び施工面積が分かる設計図書等の写し	
(5) 写真	
①土佐材住宅等建築事業	: 施工中の外観、完成後の外観及び内観写真をそれぞれ1枚以上
②土佐材モデル住宅建築事業	: ①と同様
③土佐材非住宅建築物等事業	: ①に加え、別表第2に規定する木質建材の施工中及び完成後の写真をそれぞれ1枚以上
④高知モデル建築事業	: ①に加え、建築中の構造部（ラーメンフレーム）の写真を1枚以上
⑤土佐材リフォーム事業	: 施工前、施工中及び施工後の写真をそれぞれ1枚以上
(6) 広報に使用した印刷物等（土佐材モデル住宅のみ）	
2. 高知県産品贈呈事業（事業区分⑥）	
(1) イベント活動に使用した印刷物等	イベントの告知に係るチラシ等
(2) 領収書等の支払い書類	一般財団法人高知県地産外商公社を利用して購入する商品又は高知県内の企業が木材を原料とし製作した製品とし、購入した商品の名称・数・金額が分かるもの
(3) 写真	次の写真をそれぞれ1枚以上提出すること
	・イベント会場の遠景写真
	・土佐材のPR資材（のぼり旗、ポスター等）が写っている写真
	・イベント実施中の様子を写した写真
(4) イベント参加者名簿	

別表第4（第12条―第14条、第21条―第23条関係）

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第5（第19条関係）

事業区分	補助対象経費	補助率及び補助限度額
(1) 流通拠点利用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・流通拠点の賃借料 ・流通拠点での土佐材の保管、管理、荷降ろし、荷捌き及び配送に係る経費 	<p>定額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロット利用 <p>①初めての協定を締結した日から1年を経過した日の属する年度まで 2,000 円 /m³</p> <p>②初めて協定を締結した日から1年を経過した日の属する年度の翌年度から 500 円/m³</p> <p>ただし、拠点当たりの土佐材年度内入荷量が 300m³ を超えた製材品については 800 円/m³</p> <ul style="list-style-type: none"> ・邸別利用 <p>3,000 円/m³ (6万円以内/棟) ただし、1棟当たりの土佐材の使用量が 5 m³ 以上のものを対象とする</p>
(2) 高次加工促進事業	<p>県内製材工場、又は県内製材工場を組合員とする事業協同組合で製材品の市場機能を有するものが行う四国外の高次加工事業者との新規取引獲得を目的とした土佐材の輸送に係る経費</p>	<p>2分の1以内</p> <p>(同一の販売者－事業者の組合せで3回を上限とし、1便当たり10万円を上限とする)</p> <p>ただし、補助事業者は、補助を受けようとする事業者から、別記第17号又は第18号様式の別紙の誓約書を徴収することとする。</p>
(3) 流通拠点等調整事業	<p>(a) 流通拠点等の開拓、連絡調整に要する旅費</p> <p>ただし、連絡調整については、(1)のロット利用対象事業者との新規取引又は更なる取引拡大に向けた協議、邸別利用対象事業者との邸別配送に関する協議、(2)の高次加工事業者との新規取引に向けた協議、補助事業者が主として開催する県内での展示会に係る調整(開催予定日1月前から)に限る。</p> <p>(b) 流通拠点等の開拓、連絡調整に要する役務費のうち通信運搬費及び手数料、需用費のうち燃料費及び消耗品費並びに使用料及び賃借料</p>	<p>(a) 2分の1以内</p> <p>(b) 定額</p>

